

令和6年度第4回旭川方面富良野警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年3月5日（水）午後1時30分から午後2時45分までの間

2 開催場所

旭川方面富良野警察署2階大会議室

3 出席者

(1) 富良野警察署協議会委員7人（定員7人）

会 長	巽 俊明
副 会 長	窪田 敏雄
委 員	加藤 昌代、最上 麗子、大槻 信子 中村 壽男、津山 正樹

(2) 富良野警察署6人

署 長	野原 寿永
副 署 長	村田 和也
警務課長	藤瀬 和宏
地域課長	長崎 俊之
刑事生活安全課長	檜山 享敬
交通課長	尾谷 強

4 警察署長挨拶

5 業務概況説明及び質問に対する回答

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 犯罪、交通事故発生状況 | （刑事生活安全課長、交通課長） |
| (2) バックカントリー遭難発生状況と対策 | （地域課長） |
| (3) 質疑・応答 | |

ア 刑事警察に関して

【委員】 新聞等で、何百万円も横領した犯人についての記事を目にしたことがあるが、警察が検挙した被疑者は、全員起訴されているのか。

【警察】 警察から検察官に送致し、検察官が書類や証拠を精査して被疑者を起訴するかどうかを決定している。
一般論として、全員起訴されている訳ではない。

イ バックカントリー遭難事故に関して

【委員】 山岳遭難が発生した際、救助隊や各種機材、そしてヘリコプターが出動しているが、その際の費用はどうなっているのか。

【警察】 北海道警察では警察が出動した場合、救助に伴って発生した各種経費等を遭難者に対して請求することはない。

6 前回（12月18日）の質問に対する回答

【委員】 外国人が運転中に交通違反をした場合、違反切符を切ることはできるのか。また、反則金を納付しているのか。

【警察】 基本的に外国人であっても、交通反則通告制度の適用に変わらない。

交通反則通告制度に従い、外国人を違反切符で検挙した際は、違反者に対して、反則金を納付すれば公訴を提起されないことについて、詳しく説明を行っている。

昨年中、当署における外国人違反者は、全員反則金を納付している。

7 諮問テーマ

《特殊詐欺の発生状況と警察活動》

- (1) 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の手口と防止策
- (2) その他事件の防止策
- (3) 質疑・応答

【委員】 特殊詐欺は、社会的反響が大きく、その犯罪の悪質性から一般的な詐欺罪と同じく刑法第246条に該当するのか。

【警察】 現行の法律では、刑法第246条に該当する。

ただし、特殊詐欺の犯行時において、だます行為がなければ窃盗になり、被害者から現金やキャッシュカードを受け取る際に、いゆわる受け子が被害者を突き飛ばしたり無理矢理奪ったりして強盗事件に発展する場合もある。

不審な電話がかかってきたり、自宅に現金やキャッシュカードを受け取りたい等と電話で言われた場合は、一切応じることなく直ちに警察に相談していただきたい。

8 警察署協議会会長による総括

先日新聞の地方版に「中富良野町のコンビニエンスストアの従業員の方が特殊詐欺の被害を防いだ」という記事が掲載されていた。

私は、仕事を辞めてから社会情勢に疎くならないよう新聞記事、特に地元版を読むようにしている。

そうすることで、身近で起きた出来事や警察署において啓発している内容を把握できる。

警察にお願いしたいのは、地元で発生した事件や事故に関し、積極的に情報発信して新聞に掲載していただき、我々住民に啓発していただきたい。

また、今回の協議会に出席したお陰で、防犯カメラ映像の必要性を強く感じた。

今後も新聞への掲載はもちろんのこと、SNSなど様々な媒体を活用して、啓発をお願いしたい。

以 上